

令和5年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により令和5年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに同法第241条第5項の規定により令和5年度基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した事務及び事業の関係書類、決算書、帳簿証書等

- (1) 令和5年度開成町一般会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (2) 令和5年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (3) 令和5年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (4) 令和5年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (5) 令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (6) 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (7) 令和5年度基金の運用状況に関する関係帳簿、証書類

2 審査の期日

令和6年7月16日から令和6年8月5日まで（7日間）

3 審査の方法

令和5年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、実質収支に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び関係諸表を基に各所属からの説明を徴し、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正に行われていたか審査した。

4 審査の結果

令和5年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の計数は正確であると認められる。また、決算及び予算の執行等に関する意見は次のとおりである。

(1) 決算収支について

歳入から歳出を差し引いた額は、一般会計で4億6,201万6千円、実質収支額（翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額）は、4億3,917万8千円である。

また、財政調整基金の影響額を除いた実質単年度収支額は、1億1,374万1千円の黒字となった。

なお、各特別会計の実質収支額についても、良好な財政状況にある。

(2) 歳入・歳出について

① 歳入

町民税（個人）は、人口増等により増収となり、町民税（法人）も増収となった。固定資産税についても住宅建築により増収となり、町税全体では、前年度比で7.7%の増となった。

徴収状況について、町民税（個人）では、継続した徴収努力の成果として徴収率は99.5%と前年度同率であり、高い徴収率を保持している。

一般会計の不納欠損額は、1,484,542円であり、前年度と比較すると954,507円の減少となったが、今後も法令を遵守した上で、適切に取り扱っていただきたい。

② 歳出

ア マイナンバーカードの取得率向上の取り組みとして、夜間休日開庁、郵便局での申請受付及び専用窓口の設置等の施策を実施したことにより、取得率は令和5年度末時点 76.0%であり、県内市町村でトップであった。健康保険証が令和6年12月2日に廃止されることから更なる取得率向上を図っていただきたい。

イ 決算に係る各事業の成果及び執行状況の分析に努めていただき、常にコスト意識を持って、事務事業の見直し、経費削減等に今後も取り組んでいただきたい。また、適正な公金の執行や事務処理にも努めてもらいたい。

(3) 財産について

土地、建物の管理・運用は適切である。現金（預貯金を含む。）及び有価証券の現在高が帳簿と一致しており、その管理は適切である。

(4) 基金の運用状況について

18の基金のうち、積み立てを行ったのは、財政調整基金、公共施設整備基金、学校校舎等整備基金、減債基金、森林環境譲与税基金、介護保険財政調整基金など10基金である。また、取り崩しを行ったのは、財政調整基金、公共施設整備基金、学校校舎等整備基金など7基金である。

基金現在高は、将来の財政需要に備えるため、財政調整基金で1億4,000万4千円、減債基金で2,071万2千円、介護保険財政調整基金で1,000万円の増となったが、事業（目的）を遂行するため、公共施設整備基金で7,500万円の減となったことにより、基金全体では前年度比で1億128万3千円の増となった。

なお、基金の管理・運用は適切で、基金の現在高は収支の金額と一致している。

令和6年8月5日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 樫村 雄一

開成町監査委員 吉田 敏郎